

第四次宮崎県環境基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第四次宮崎県環境基本計画策定業務

2 業務の目的

本県環境行政の基本方針として、平成 23 年度に策定した「宮崎県環境計画」が令和 2 年度に終期を迎えることから、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効や国の「第五次環境基本計画」の策定など、本県の環境を取り巻く情勢を的確に反映した、新たな宮崎県環境基本計画を策定する。

3 計画の概要

(1) 計画の役割

本計画は、宮崎県環境基本条例第 9 条に基づき策定するものである。

また、宮崎県総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置づけられており、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

さらに、本計画の一部は以下の計画としても位置づけることとする。

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に規定する地方公共団体実行計画
- ② 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 8 条に規定する行動計画
- ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 に規定する廃棄物処理計画及び「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」第 4 章第 4 節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画
- ④ 「気候変動適応法」第 12 条に規定する地域気候変動適応計画

(2) 計画の構成のイメージ

計画は「総論」、「基本計画」等で構成する。

総論：本県の環境を取り巻く現状と目指す将来像、目標、施策の方向性を示す。

基本計画：目標の実現に向けた環境分野毎の具体的な施策、数値目標等を示す。

(3) 計画期間

計画期間は令和 3 年度（2021 年度）を初年度として、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とする 10 か年計画とし、中間年度である令和 7 年度（2025 年度）に見直しを行うこととする。

4 業務委託の内容

(1) 環境意識の現状についての県民及び事業者アンケート調査の集計・分析

① アンケート調査依頼数

- ・県民：概ね 2,000 件
- ・事業者：概ね 1,000 件

② 調査方法

- ・県民：電子申請システムによる調査を基本とし、これによりがたい場合は紙の調査票による。
- ・事業者：電子申請システムによる調査を基本とし、これによりがたい場合は紙の調査票による。

③ 受託者が行う業務

- ・アンケート結果（電子データ及び紙の調査票）の集計及び分析
- ・アンケート結果について、分かりやすくまとめた報告書の作成

※アンケート項目は 20 項目程度、前回アンケート結果との比較・評価を含む。

※アンケートの回収率により集計数は変わるものとする。

なお、紙の調査票の集計は 500 件を上限とする。

(2) 温室効果ガス排出量の算定及び将来推計

① 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計並びに構造の把握・分析

- ・環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）等に基づき、本県における地域特性を考慮した合理的な算定手法を検討し、ガス別・年次別・部門別ごとの温室効果ガス排出量及び吸収量等の算定を行う。
- ・算定手法は、今後、県が算定に用いることができるものとし、簡易かつ、精度が高く、継続的に温室効果ガス排出量の把握が可能な手法とする。また、本業務により考案された算定手法と、従来手法による算定結果の比較検証を行うものとする。
- ・温室効果ガス排出量の算定結果に基づき、本県の排出特性の解析や排出量の増減の要因分析を行う。

② 温室効果ガス排出量算定システム（Excel）の見直し

- ・①の算定手法の見直しに伴い、既に導入済みの温室効果ガス排出量算定システムの改修を行う。
- ・県内の温室効果ガスの総排出量に関する現況推計値の公表を行うため、毎年の温室効果ガス総排出量を、県職員が既存の統計数値や環境指標等の入力により簡易に推計できるシステムを構築すること。
- ・既に旧システム計算によって公表済みの温室効果ガス排出量と、新たな排出量算定システムで算定した温室効果ガス排出量の整合性の検討を行う。

③ 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計及び削減目標の検討

- ・①の算定手法に基づき、排出量及び吸収量の将来推計や排出削減ポテンシャル量の試算などを行い、基準年（2013 年度及び最新年度）の現況推計を行うとともに、短期目標（2025 年度）、中期目標（2030 年度）、長期目標（2050 年度）の目標値を検討する。
- ・温室効果ガス排出量の短期目標、中期目標及び長期目標に占める、再生可能エネルギーの導入目標値と地域のエネルギー自給率について検討する。
- ・温室効果ガス排出抑制に関する目標達成のための各種施策について検討し、本県において施策として導入が可能なものに関して対策効果を試算する。

④ 必要な資料の収集、整理および提供

- ・上記①～③を検討するために必要な各種統計資料等を収集、整理し、取りまとめることとし、計画策定資料として県に提供する。

⑤ 報告書の作成

- ・上記①～③について、分かりやすくまとめた報告書を作成する。

(3) 「宮崎県循環型社会推進計画」に係る部分の見直しに関する業務

① 廃棄物等の発生量及び処理量等の現状、将来推計の分析

- ・廃棄物発生量及び処理量の見込み

- ・ 廃棄物以外の使用済み物品及び副産物等の発生量及び利用見込み
 - ・ 産業廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量及び最終処分量その他の予測
 - ・ 一般廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量及び最終処分量その他の予測
- ② 目指す将来像と施策の方向性、目標値の検討
- ・ 循環型社会形成のために必要となる目指す将来像と施策の提案、目標値の検討
- ③ 必要な資料の収集、整理および提供
- ・ 上記①及び②を検討するために必要な各種統計資料等を収集、整理し、取りまとめることとし、計画策定資料として県に提供する。
- ④ 報告書の作成
- ・ 上記①及び②について、分かりやすくまとめた報告書を作成する。

(4) 宮崎県との協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、宮崎県の求めに応じ、計画策定のために必要な協議を行うこと（最大年5回程度）。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、変更の場合がある。

5 委託期間

契約締結の日から令和3年3月24日まで

6 成果品

項目	数量	納期
① 県民及び事業者アンケート結果報告書（A4、20ページ程度）及び集計・分析データ	一式	令和2年9月15日
② 温室効果ガス排出量の算定・推計報告書（A4、50ページ程度）及び検討に使用した各種統計資料等	一式	令和2年9月15日
③ 温室効果ガス排出量の算定・推計システム（修正分）及び修正報告書（A4、10ページ程度）	一式	令和3年2月28日
④ 「宮崎県循環型社会推進計画」に係る見直し報告書及び検討に使用した各種統計資料等	一式	令和2年9月15日
⑤ 上記①～④の電子ファイルが格納されている電子媒体	一式	令和3年3月24日

7 スケジュール

策定にかかるスケジュール（予定）は別添のとおり。

8 支払方法

業務完了後成果品の検査に合格した後、精算払い

9 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 部分的な業務について、あらかじめ県の承諾を得た場合のみ、第三者に委託することができる。再委託した場合は受託者の責任において、再委託先に受託者と同等の情報管理を行わせる

こと。

- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打ち合わせを行わなければならない。
また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、県と協議することとする。
- (4) 業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途県と協議するものとする。

10 問い合わせ先

(4(3)以外に関すること)

宮崎県環境森林部環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

(4(3)に関すること)

宮崎県環境森林部循環社会推進課 企画・リサイクル担当

TEL : 0985-26-7081 FAX : 0985-22-9314

E-Mail : junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp